

新幼稚園教育要領について

——「教育課程」と「指導」——

△ 1 V

昭和三十八年夏、教育課程審議会による、「幼稚園教育課程の改善」に関する答申が出たのにつづいて、十月末には幼稚園教育要領改訂案が発表され、さらに本年三月二十三日付の官報で新しい幼稚園教育要領が告示されて四月よりそれが実施されるにいたった。この一連の経過のうちに、さまざまな反響がまきおこったのであるが、その中には改訂の途上においてとりいれられた点も少なくない。しかしながら、依然として、その批判のなかには、問題として残っていることがいくつかあるので、その多くは誤解にもとづくものであると思われるのではあるが、それをとりあげて論じてみたいと思う。私は改訂のための小委員会の委員長役をしたのではあるけれども、そこでできた成案をもとにしているとしても文部省内外の多くの人が手を入れてできあがったものでもあるし、私の個人的

坂元彦太郎



意見などは問題ではなくなっているのであるが、すなわち、新要領をよみとるという客観的な立場になるだけ立つように努めながら、新要領の意のあるところを述べてみたいと思う。

何よりもまず大きな問題だと思われるのは、今度の要領では、前のよりもずっと、教師のもっているものを幼児に押しつけようとする強制的（？）な態度がつよい、という批判である。この意見は、相当に多数の、いわゆる学者といわれる人たちが改訂の仕事の局外にあった人たちからきかれるものである。こうした幼児教育のシンパであり、ときには本山であると思われる方々の、実際家に対する影響力がひじょうにつよいと思われるだけに、まず、この点についてから論をはじめよう。

新要領が官報で告示され、幼稚園の教育課程の国家的な基準としての性格を明らかにしたことについて、さらに、上の学校なみに、教育課程とか、指導とかいうことばをずっとしばしば使うようになったことについて、今までの幼児教育におけるような、もっと幼児自身の自発的なはたらきを重んじていたやり方から、すっかり教師中心の押しつけのやり方になっていったように解する人たちが案外に多いのである。

たしかに、官報で告示することなどに関連して、新要領の文章が条文くさいかたいものに傾いたことは疑えないところである。そのことが、一般の先生方に親しみにくいものにしたたり、きゅうくつなものを受け取られるようなものになっていることは、残念ながら事実であろう。しかしながら、このことは、幼稚園が、小学校以上の学校と、同列に肩をならべた正規の教育機関の一つの位置にたつたためには、わが国の法的な制度からは、やむをえない措置とせねばならないであろう。いいかえれば、小学校などの学習指導要領のあり方と、同じようなあり方を幼稚園教育要領のはしぜんであるといわねばならない。他の学習指導要領などと共通の用語や考え方がここにも貫ぬかれることは当然のことであって、幼児教育をすみっこで特別扱いするのではなく、同じ広場で同等の取り扱いを受けるようにするためには、やむをえないことである。そのために、たしかに若干のマイナスをもたらしたことも否定できないが、しかし、教

育要領における文章に、幼児教育界にだけしか通用しない、幼児語に近い用語法や単語をいつまでも踏襲する必要もないのではなからうか。他の分野の人たちと、共通な用語や語法でもって話が通じることは、いいことではなからうか。

すなわち、学習指導要領などの用語や語法を、新教育要領にもちこんできていることそれ自身は、私は当然のことと思うが、しかし、一部の人が考えるように、そのことは、幼稚園の教育の中味ややり方が、小学校などのそれと同じものであらせようとするのだ、というふうには、私は絶対に考えないのである。

△ 2 △

教育課程、ということばを、小学校の場合と同じように使うようになったことは、小学校の教育課程に関する一切のことがそのまま、幼稚園の教育課程に通用するであろうか。論者の中には、新要領について、そのように思いこんでいる人があるようであるが、そんなものではない。小学校の教育課程と幼稚園のそれとは、同じような共通の部面もあるとともに、それぞれにちがった独自の部面がはつきりとあるのである。そして、新要領には、そのことを、かたんにではあるが、明瞭に示してあるのである。

たとえば、「教育課程の編成」についての両書の記述を比較してみるのがいい。「各幼稚園においては、教育基本法、学校教育法お

よび同法施行規則、幼稚園教育要領、教育委員会規則等に示すところに従い、幼児の心身の発達の実情ならびに幼稚園や地域の実態に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。」というところは、幼稚園や幼児といったことを、小学校や児童といいかえた、全く同一の記述が小学校の学習指導要領にある。それぞれの幼稚園が小学校と同様に、つまりは教育課程決定の責任があるとしてあることは、重要な意味をもっているのであるが、それはいまは指摘するだけにすることにして、問題はそれにつづく次の文章であり、これは学習指導要領には同一の項目を見出すことはできないのである。いわく「この場合においては、第二章の健康、社会、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作の各領域に示す事項を組織し、幼稚園における望ましい幼児の経験や活動を選択し配列して、適切な指導ができるように配慮しなければならない。」もしも、強いてこれに相応するような文をもとめるとすれば、小学校の教育課程は各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等から成り立っている、という叙述より外にはないのである。

この二つの文を対比して、その意味しているところをよく汲みとれば、幼稚園と小学校との教育課程の相異点のはっきりと出てくるのである。幼稚園の教育要領では、かんたんにはあるが、その教育課程の意義や中味を真正面から取り組んで何とかいい現そうとしているのに対して、小学校の学習指導要領では、真正面からそれを

定義付けるような努力を少しもしないで、それを組立てている要素をただ列挙しているだけでお茶をにごしている、といえよう。幼稚園教育要領が教育課程の問題に対してはまともな態度を高く買ってもいいのではないだろうか。それだけに、その意味をじっくりと理解する努力をすべきではなからうか。

この叙述は、三つの句からなっている。第一の句は、各領域に示してあるもろもろのねらいを組織したものである、という面を現わしている。第二句は、園内における望ましい幼児の経験や活動を適切に選択配列したものである、という面を示しているし、第三句は、これにもとづいて適切な指導ができるようになってい、という点を述べている。実質的には、第一句と第二句に中味がかかっているわけであるが、もしも、第一句だけであるならば、大體、小学校の教育課程の定義に似たものになるであろう。すなわち、各領域を適切に組織したものであるというなら、教科、道徳、特別教育活動を寄せ集めたものとするのとそうちがわなないところにある、と見ることができるのである。しかしながら、幼稚園の教育要領は、教育課程のもつもう一つの面、むしろ幼稚園としてはより重要な側面をはっきりとらえているのである。

すなわち、教育課程とは、園内におけるのぞましい経験や活動を適切に選択配列したものである、と大胆にも表明しているのである。もしも、小学校以上の学校であれば、あまりにも経験主義的で

あると排斥されるであろうような表現を、そのままあえてここに使っているのである。どうして、今度の教育要領が、教師中心の押しつけを打ち出していることになるのか、私には分らない。おそらく、こうした文字の荷っている意味をあまり考えないで、行文の表面的な感じだけでもとづいて、前からの先入見を述べているのではないであろうか。

さらに、教育要領のあちこちをよく読むと、領域に示されているねらいを組織することが、論理的には先行するが、事実に望ましい活動の配列の方が前面に出ていることが、しばしばたんねんに描き出されているのである。一口でいえば、幼稚園の教育課程は園内における幼児のすべての望ましい活動を配列したものであって、その望ましいとされる条件の中に、領域に示してあるねらいを達成することも含まれているのである。

Λ 3 V

また、指導という文字が、前の要領に比べると、新要領のいたるところに見えるのは、たしかに疑いのない事実である。そのことから、教師中心の押しつけが新要領の中で横行している、と即断するのは早計であろう。「指導」という文字が、小学校などでは、ある単元を教えて成果をあげるようなことだけを意味するようになってきている。教師が前面に出てことばなどで生徒をひきあげたり、み

ちびいたりすることだけを指導といっている場合が多いように思われる。しかし、この新要領で使っている指導ということばを、このようにだけ解するのは、どうかと思う。

指導とは、一般的にいつて、ある教育的なめあてを何かの方法あ用いて達成することであろう。そして、その方法にはいろいろあり、その場面も、教科的な学習だけではないであろう。幼児の場合の適切な指導とは、幼児の心身の発達の実情に応じ、その生活経験に即して、幼児にのぞましい経験や活動をもたせることなのである。そういう方法を通じて、もろもろの教育的なめあてを達成させることが、幼児の指導の原則なのである。その場合、教師が前面に出て押しついたり引きあげたりするかしないかは別問題なのである。ある場合にはそうすることがいいこともあるが、むしろ、多くの場合は、教師が口で指示するよりも、幼児がしぜんにそういう活動がもてるようになるのが、のぞましいことである。

私は、この小文で、教育課程と指導ということばにまつわる先入見を打ちやぶろうとつとめた。その外にも、かすかずの、少し同情と努力とをもって味読すれば解けるであろう誤解がある。しかし、救われるのは、それらが案外現場の先生たちからのものでないことである。よく読めば、ひじょうに幅のある弾力的な実践が期待されていることにいっそう気がつき、行文の末節にこだわらずに、幼児教育の大道を歩みつづけられることを切に期待している。